

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年12月10日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 その他 : 13 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	所内電源設備480Vパワーセンタ(1SA)において、動力変圧器冷却ファン運転用継電器の設定値に誤りが認められたため、当該継電器の設定値を修正。	G	
2	3号機	換気空調系原子炉建屋燃料交換制御室温度調節器の点検時、同調節器に動作不良が認められたため、当該温度調節器を交換。	G	
3	3号機	格納容器内雰囲気モニタ系(B)において、配管加熱ヒータの不良(温度制御異常)が認められたため、当該加熱ヒータを点検。	G	
4	3号機	主復水器連続洗浄装置(C2)において、ボール循環ポンプ用電動機に異音(うなり音)が認められたため、当該電動機を点検。	G	
5	4号機	復水器空気抽出系空気抽出器(B)第一段空気入口弁の浸透探傷検査時、弁体シート面に指示模様が認められたため、対応検討。	G	
6	4号機	復水器過装置ストレーナ(E~H)系列、点検用チェーンブロックにおいて、動作不良(吊り上げ時、チェーンのロック機構が働かない時がある)が認められたため、当該チェーンブロックを交換。	G	
7	4号機	換気空調系可燃性ガス制御系(A)室空調機用電動機点検時、軸端部及びファンボスにカジリ傷が認められたため、当該部を補修。	G	
8	4号機	主復水器(B2)冷却管探傷検査時、管端部(海側)にキズ(2箇所)が認められたため、当該冷却管に閉止栓を取付。	G	
9	4号機	原子炉隔離時冷却系タービン入口弁(電動)点検時、駆動部の部品(オイライトブッシュ)に摩耗が認められたため、当該部品を交換。	G	
10	4号機	低圧蒸気タービン(B,C)内部車室点検時、部品(ヒートパッフル)の止め金具に緩み及び浸食が認められたため、当該止め金具を交換。	G	
11	4号機	所内変圧器(4B:停止中)のダイヤル油面計点検時、指示値不良(変化しない)が認められたため、当該油面計を交換。	G	
12	4号機	所内変圧器(4B:停止中)の棒状温度計点検時、指示値不良(変化しない)が認められたため、当該温度計を交換。	G	
13	4号機	タービン建屋の入口付近通路部(管理区域)に煙草(吸い殻)を発見したため、事例紹介及び持ち込み防止を周知。	G	